



鳥取県公報

平成16年 8月18日(水)
号外第119号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 告 示 | 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(581)(経営支援課)..... 1 |
| | 中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(582)()..... 2 |

告 示

鳥取県告示第581号

平成 8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年 8月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2号)第 3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|----------------------|---|----------------------|
| 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 | | 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 | |
| 利子補給率を上乗せする場合 | 上乗せする率 | 利子補給率を上乗せする場合 | 上乗せする率 |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.175</u> パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.2</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.2</u> パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.275</u> パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.225</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.225</u> パーセント |
| 略 | | 略 | |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.425</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.425</u> パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.375</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.375</u> パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.475</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.475</u> パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.425</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.425</u> パーセント |
| 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.5</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.5</u> パーセント | 市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.475</u> パーセントの割合で交付する場合 | 年 <u>0.475</u> パーセント |

| | | | |
|--|---|--|---|
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 | 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 | 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 |
| 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 | 市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合 | 略 |
| 略 | | 略 | |

鳥取県告示第582号

平成 8 年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年 8月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成 2 年鳥取県規則第58号)第 5 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--|----------------|-------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|--|------------|--------------|------------|------------|
| 中山間地域活性化資金の種類等 | 貸付期間 | 貸付利率 | 利子補給率 | | 中山間地域活性化資金の種類等 | 貸付期間 | 貸付利率 | 利子補給率 | | | | | |
| | | | 規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | 規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | | | | 規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | 規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合 | | | | |
| 1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 | ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分 | 6年以内 | 年1.1パーセント以内 | 年2.15パーセント | 年1.3パーセント | 1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 | ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分 | 6年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年2.1パーセント | 年1.25パーセント | | |
| | | 6年超7年以内 | 年1.3パーセント以内 | 年1.95パーセント | 年1.1パーセント | | | 6年超7年以内 | 年1.2パーセント以内 | 年2.05パーセント | 年1.2パーセント | | |
| | | 7年超8年以内 | 略 | | | | | 7年超8年以内 | 略 | | | | |
| | | 8年超9年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント | | | 8年超9年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.75パーセント | 年0.9パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | | | 9年超10年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント | | |
| | | 10年超11年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | | | 10年超11年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | | |
| | | 11年超13年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | | | 11年超12年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | | 12年超13年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント | | |
| | | 14年超15年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | | 13年超14年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分 | 6年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.9パーセント | | 年1.05パーセント | | イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分 | 6年以内 | 年1.4パーセント以内 | 年1.85パーセント | 年1.0パーセント |
| | | | 6年超7年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.7パーセント | | 年0.85パーセント | | | 6年超7年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント |
| | | | 7年超8年以内 | 略 | | | | | | 7年超8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超9年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.4パーセント | | 年0.55パーセント | | | 8年超9年以内 | 年1.75パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント |
| | | | 9年超10年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.35パーセント | | 年0.5パーセント | | | 9年超10年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント |
| | | 10年超11年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | | 10年超11年以内 | 年1.95パーセント以内 | 年1.3パーセント | 年0.45パーセント | | |
| | | 11年超13年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | | 11年超12年以内 | 年2.05パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | | 12年超13年以内 | 年2.05パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント | | |
| | | 14年超15年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | | 13年超14年以内 | 年2.15パーセント以内 | 年1.1パーセント | 年0.25パーセント | | |
| (2) 大企業に貸し付ける場合 | | 6年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント | (2) 大企業に貸し付ける場合 | | 6年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.6パーセント | 年0.75パーセント | | |
| | | 6年超7年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | | | 6年超7年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント | | |
| | | 7年超8年以内 | 略 | | | | | 7年超8年以内 | 略 | | | | |
| | | 8年超9年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | | 8年超9年以内 | 年2.0パーセント以内 | 年1.25パーセント | 年0.4パーセント | | |
| | | 9年超10年以内 | 年2.2パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | | | 9年超10年以内 | 年2.1パーセント以内 | 年1.15パーセント | 年0.3パーセント | | |
| | | 10年超11年以内 | 年2.3パーセント以内 | 年0.95パーセント | 年0.1パーセント | | | 10年超11年以内 | 年2.2パーセント以内 | 年1.05パーセント | 年0.2パーセント | | |
| | | 11年超13年以内 | 年2.4パーセント以内 | 年0.85パーセント | | | | 11年超12年以内 | 年2.3パーセント以内 | 年0.95パーセント | 年0.1パーセント | | |
| | | 13年超14年以内 | 年2.5パーセント以内 | 年0.75パーセント | | | | 12年超13年以内 | 年2.4パーセント以内 | 年0.85パーセント | | | |
| | | 14年超15年以内 | 年2.6パーセント以内 | 年0.65パーセント | | | | 13年超14年以内 | 年2.5パーセント以内 | 年0.75パーセント | | | |

| | | | | | | |
|--|--|---|------------|--------------|------------|------------|
| 2 保 健 増 進 施 設 整 備 資 金 | (1)大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合 | ア 貸付金の うち 2 億 7,000万円 以下の部分 | 6年以内 | 年0.85パーセント以内 | 年2.4パーセント | 年1.55パーセント |
| | | イ 貸付金の うち 2 億 7,000万円 を超える部 分 | 6年以内 | 年1.1パーセント以内 | 年2.15パーセント | 年1.3パーセント |
| | | | 6年超 7年以内 | 年1.05パーセント以内 | 年2.2パーセント | 年1.35パーセント |
| | | | 7年超 8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超 9年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.9パーセント | 年1.05パーセント |
| | | | 9年超 10年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント |
| | | | 10年超 11年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント |
| | | | 11年超 13年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.6パーセント | 年0.75パーセント |
| | | | 13年超 14年以内 | 年1.75パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント |
| | | | 14年超 15年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント |
| | | | 6年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.9パーセント | 年1.05パーセント |
| | | | 6年超 7年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント |
| | | | 7年超 8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超 9年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント |
| | | | 9年超 10年以内 | 年1.95パーセント以内 | 年1.3パーセント | 年0.45パーセント |
| | | | 10年超 11年以内 | 年2.05パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント |
| | | | 11年超 13年以内 | 年2.15パーセント以内 | 年1.1パーセント | 年0.25パーセント |
| | | | 13年超 14年以内 | 年2.25パーセント以内 | 年1.0パーセント | 年0.15パーセント |
| | | | 14年超 15年以内 | 年2.35パーセント以内 | 年0.9パーセント | 年0.05パーセント |
| 略 | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|---|------------|--------------|------------|------------|
| 2 保 健 増 進 施 設 整 備 資 金 | (1)大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合 | ア 貸付金の うち 2 億 7,000万円 以下の部分 | 6年以内 | 年0.9パーセント以内 | 年2.35パーセント | 年1.5パーセント |
| | | イ 貸付金の うち 2 億 7,000万円 を超える部 分 | 6年以内 | 年1.15パーセント以内 | 年2.1パーセント | 年1.25パーセント |
| | | | 6年超 7年以内 | 年0.95パーセント以内 | 年2.3パーセント | 年1.45パーセント |
| | | | 7年超 8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超 9年以内 | 年1.25パーセント以内 | 年2.0パーセント | 年1.15パーセント |
| | | | 9年超 10年以内 | 年1.35パーセント以内 | 年1.9パーセント | 年1.05パーセント |
| | | | 10年超 11年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント |
| | | | 11年超 12年以内 | 年1.55パーセント以内 | 年1.7パーセント | 年0.85パーセント |
| | | | 12年超 13年以内 | 年1.65パーセント以内 | 年1.6パーセント | 年0.75パーセント |
| | | | 13年超 15年以内 | 年1.75パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント |
| | | | 6年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年2.1パーセント | 年1.25パーセント |
| | | | 6年超 7年以内 | 年1.2パーセント以内 | 年2.05パーセント | 年1.2パーセント |
| | | | 7年超 8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超 9年以内 | 年1.5パーセント以内 | 年1.75パーセント | 年0.9パーセント |
| | | | 9年超 10年以内 | 年1.6パーセント以内 | 年1.65パーセント | 年0.8パーセント |
| | | | 10年超 11年以内 | 年1.7パーセント以内 | 年1.55パーセント | 年0.7パーセント |
| | | | 11年超 12年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント |
| | | | 12年超 13年以内 | 年1.8パーセント以内 | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント |
| | | | 13年超 15年以内 | 年1.9パーセント以内 | 年1.35パーセント | 年0.5パーセント |
| | | | 6年以内 | 年1.4パーセント以内 | 年1.85パーセント | 年1.0パーセント |
| | | | 6年超 7年以内 | 年1.45パーセント以内 | 年1.8パーセント | 年0.95パーセント |
| | | | 7年超 8年以内 | 略 | | |
| | | | 8年超 9年以内 | 年1.75パーセント以内 | 年1.5パーセント | 年0.65パーセント |
| | | | 9年超 10年以内 | 年1.85パーセント以内 | 年1.4パーセント | 年0.55パーセント |
| | | | 10年超 11年以内 | 年1.95パーセント以内 | 年1.3パーセント | 年0.45パーセント |
| | | | 11年超 12年以内 | 年2.05パーセント以内 | 年1.2パーセント | 年0.35パーセント |
| | | | 12年超 13年以内 | 年2.15パーセント以内 | 年1.1パーセント | 年0.25パーセント |
| | | | 13年超 15年以内 | 年2.25パーセント以内 | 年1.0パーセント | 年0.15パーセント |
| 略 | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | |

